

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 船江池地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 高倉用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 石野用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 灰倉地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大河城用水地区	〃
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山下6号地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山下7号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西ノ谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 福田原地区	〃